

2026 年 8 月 26 日

国立大学法人東北大学

総長 冨永 悌二 殿

要求書

職員の処遇改善および働きやすい職場環境の整備に関する要求書 ～2026 年人事院勧告を受けて、さらなる給与水準の充実を行うこと、 非正規雇用職員にボーナスを支払うこと～

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

長引く物価高騰は職員の生活を厳しく圧迫しており、職員が安心して教育・研究・医療その他の業務に従事するためには、実質的な処遇改善が急務です。また、優秀な人材を確保・定着させるためには、国の制度改正の動向も踏まえ、本学の労働条件および勤務環境を継続的に改善する必要があります。

ついては、非正規雇用職員を含むすべての職員が、その能力を十分に発揮しながら安心して働き続けられる職場環境を実現するため、以下の事項を要求します。

1 給与水準の引上げと本学独自の処遇改善

2026 年人事院勧告の内容、本学職員の生活実態および人材確保・定着上の必要性を踏まえ、月例給および一時金の改定を 2026 年 4 月 1 日に遡及して実施すること。あわせて、物価高騰から職員の生活を守るため、人事院勧告の水準にとどまらない本学独自の処遇改善措置を講じること。

2 非常勤雇用職員の処遇改善

2026 年 7 月 22 日付「非常勤職員の給与に関する指針」の改正を踏まえ、本学の非常勤雇用職員について、勤務実態、職務内容および継続勤務の状況に即して、扶養手当および住居手当に相当する給与を支給する制度を速やかに整備すること。あわせて、2024 年 3 月 22 日の団体交渉における大学側回答を踏まえ、期末手当および勤勉手当に相当する給与の支給について、具体的な制度、支給基準および実施時期を明らかにし、早急に実施すること。

3 柔軟な働き方と仕事・生活の両立支援

職員の多様な生活事情に対応するため、現行のフレックスタイム制について、コアタイムを設定しない勤務形態を選択できる仕組みの導入、1 日の最短勤務時間の緩和その他必要な見直しを行い、制度を利用しやすいものとする。あわせて、国における事由を問わない無給休暇の新設等も踏まえ、育児、介護、通院その他の事情を抱える職員が就業を継続できる両立支援制度を整備すること。

4 適正な労働時間管理と未払い賃金の確実な支払い

東北大学病院をはじめとする各職場において、職員の勤務実態を客観的かつ正確に把握し、すべての労働時間に対する賃金を適正に支払うこと。特に、東北大学病院医療職員の未払い賃金問題について、これまでの労使協議および交渉経過を踏まえ、対象となる職員に対して未払い賃金を確実に支払うこと。

以上